担い手育成・直売所について

平成 24 年度第 1 回 鎌倉市農業振興協議会(H24.5.21)

(1)担い手育成

担い手とは、誰なのか。どのような支援ができるのか。

区分	協議会での意見	課 題
ア 農家の後継者	・農業を継ぐ市内農家の子弟は、 どの位いるのか。 ・「農業経営を考えること」、「安定収 入」「所得」が、後継者育成のポイント	➢ 後継者の把握
イ 新規参入者	 ・新規参入をする個人に対して、 行政は、どのようなことをどれ位できるのか。 ・参入時の当初3年間位、収入の支援がほしい。 ・就農相談窓口などの充実(受入れ体制の検討、かながわ農業アカデミーの利用) 	 新規参入者・法人が、 どのくらい地域に馴染むことができるのか。 新規参入者・法人を
ウ法人	・農地法が改正され、法人の農業参入がしやすくなり、平成 23 年度には、地元農業者による法人が設立された。	どのように支援・育成するのか、育成できるか。 (農地のあっせん 資金支援など)

① 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作品	② その他の制度		
人・農地プランとは	人・農地プラン作成によるメリット	と) その他の前後	
人・農地プラン 平成 24 年 4 月施行(農林水産省)	*II*/\bar{1}	メルット	
・日本の農業には、現在、高齢化や後継者不足、耕作放	農業者、農地所有者が、自分達のこと、	「人・農地プラン」の担い手に位置付られ	
棄地の増加などの、「人と農地の問題」があり5年後、	今後の農業、農地のことを考えるきっか	ていない方も対象となる制度がある。	
10 年後の将来像や展望が描けない地域が増えてい	けになる。	・新規就農に際して、	
る 。	×11.4/~2	資金面での支援を	
<地域における農業者の話し合いによって>	資金の支援	┌ 受けることができる。	
・今後の地域の中心となる経営体(個人、法人、集落	・新規就農に際して、一定の要件を		
営農)はどこかを考える。	満たせば資金面での支援を受けること	・農の雇用事業	
・中心となる経営体へどうやって農地を集めるか。	ができる。	(農業法人等への支援)	
・中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家・		農業法人等が新規就農者を雇用	
自給的農家)を含めた地域農業のあり方を検討	45	して、栽培技術や経営ノウハウ	
する。(生産品目、経営の複合化、6次産業化)	• 青年就農給付金(経営開始型)	などの研修を実施する場合に、	
\bigcup	農業を始めてから間もない時期に	研修に要する経費を助成。	
<市による検討会の開催>	給付金 150 万円/年(最長5年)を	最大 120 万円/年/人(最長 2 年間)	
・市は、話し合いを受けて「人・農地プラン」の原案	給付。	・青年就農給付金(準備型)	
を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する	・ <u>スーパーL資金</u> の当初5年間の	農業技術の研修中に給付金を支給	
検討会を開催します。	無利子化(認定農業者)	給付金 150 万円/年(最長 2 年間)	
※検討会のメンバーの概ね3割は、女性	×11~/-3		
・検討会の審査の結果適当と判断されたものは、市が	人・農地プランは、随時見直しすること		

ができる。

(2) 直売所

大型や常設型によらない直売はできないか。

	協議会での意見	課題	直売所の方向	直売のメリット
直売所	 ・直売は、自分で価格を付けることができ、収入の向上につながる。 ・開設や運営には、生産量の把握が必要である。 ・現状の農家数生産量では、常設の直売所への出荷体制が確保できない。 ・何らかの工夫などにより、鎌倉の農産物の販路拡大を考えてはどうか。 ・水産業も合わせて、鎌倉ブランドの掘り起こしを図ったらどうか。 	野菜の生産量の把握。大型直売所、常設の直売所は、 現状の農家数などでの対応は、 難しい。	 大型直売所や常設の直売所が難しいのであれば、 例えば、 ・JAさがみの各支店を利用した朝市等の開催 ・市役所を利用した直売(茅ヶ崎市で実施) 参考:現在は、秋の収穫まつり、漁業協同組合の 朝市、個人による直売所開設 	鎌倉産の農産物の販売促進、販路拡大につなげる。兼業農家や自給的農家の販路確保につながる。鎌倉の農業や水産業を市民に周知ができる。

人・農地プランとして正式決定する。